

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 37 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 22 年 4 月 13 日（火曜日）	開会 9 時 59 分	閉会 12 時 8 分
開 催 場 所	第三委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上 議長	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	なし		田湯次長
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。		
	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正について		
	(2) ロングメド一高校来滝について		
	(3) そらふちキッズキャンプについて		
	(4) 専決処分について		
	(5) 滝川市税条例の一部改正について		
	(6) 損害賠償請求事件について		
	2 その他について		
	・ 窪之内委員から文部科学省からの調査について確認があり、委員長判断にすることとした。		
	・ 学校視察の実施と適正配置に関する勉強会の実施について確認した。		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		

平成22年4月12日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成22年4月1日付け滝議第1号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	吉 井 裕 視
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部参事	居 林 俊 男
総務部総務課長	田 中 嘉 樹
総務部総務課主査	小 畑 力 也
総務部総務課主査	田 村 拓 也
総務部企画課長	中 島 純 一
総務部企画課交流推進室長	山 内 康 裕
総務部財政課長	山 崎 猛
総務部財政課主幹	高 瀬 慎 二 郎
総務部財政課副主幹	堀 勝 一
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	堀之内 孝 則
総務部そらふちキッズキャンプ開設支援室主任主事	壽 崎 行 洋
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部次長	伊 藤 克 之
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	佐 藤 之 俊
市民生活部市民課主査	千 田 き み 子
市民生活部市民課主査	金 子 和 史
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課副主幹	篠 原 順 子
市民生活部税務課副主幹	橋 本 啓 二
市民生活部税務課主査	岩 橋 祐 吾
市民生活部税務課主査	渡 辺 弘 行

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
-----	---------

教育部長
教育部指導参事
教育部学校教育課長
教育部心の教育推進室長

~~舘~~——~~敏~~ 弘
春 田 淳 一
中 川 啓 一
吉 川 修

(総務部総務課総務グループ)

第 37 回 総務文教常任委員会

H22. 4. 13 (火) 午前 10 時 00 分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

○ 休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1 所管からの報告について

《総 務 部》

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| (1) 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正について | (資 料) 総 務 課 |
| (2) ロングメドー高校来滝について | (資 料) 交流推進室 |
| (3) そらぷちキッズキャンプについて | (資 料) そらぷちキッズキャンプ開設支援室 |

《市民生活部》

- | | |
|---------------------|-------------|
| (4) 専決処分について | (資 料) 税 務 課 |
| (5) 滝川市税条例の一部改正について | (資 料) 税 務 課 |

《教 育 部》

- | | |
|------------------|---------------|
| (6) 損害賠償請求事件について | (資 料) 心の教育推進室 |
|------------------|---------------|

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 9:59

委員動静報告

委員長 全員出席。議長出席。北海道新聞の傍聴を許可する。ここで休憩し、人事異動に伴う職員紹介を行う。

休 憩 10:00

(4月1日付け人事異動に伴う職員紹介)

再 開 10:11

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1)について説明願う。

(1) 滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正について
(別紙資料に基づき説明する。)

田中課長

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) ロングメドー高校来滝について

山内室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

井 上 滝川に着いたときにセレモニーはあるのか。

山内室長 到着は16日の23時になるので、特にセレモニーは考えていない。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内 訪問される生徒は、地元で選考されているのか伺いたい。

山内室長 本市のジュニア大使については、全市的に公募をしている。ロングメドー高校については、東アジアクラブが交流の主体になっている。さらに全校的に声をかけているが、基本的には東アジアクラブに所属する生徒となっている。今回は、第一にホームステイを受けていただいたところの生徒、次に東アジアクラブの生徒、次に全校ということになっている。9名のうち6名が現地のホームステイで受け入れをしていただいた家庭の子供で、3名が東アジアクラブで今後受け入れをしていただける家庭の子供と聞いている。

窪之内 ① 自己負担はあるのか。

② 市の予算はどの程度計上されているのか。

山内室長 ① 全額自己負担である。学校については公休扱いとなる。

② ジュニア大使がお世話になっているので、国際交流協会ですべて計上している。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

(2)について報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) そらぶちキッズキャンプについて

居林参事 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① 建設にあたって、プロポーザルは市内業者に説明をしているということだが、一括か分割なのか、市内業者だけの参加なのか伺いたい。

② 新たに聖路加国際病院から看護師が来ると聞いているが、公益法人として

常駐される正職員、嘱託職員の数など、どのような体制で考えているのか伺いたい。

③ 昨年は植樹の関係で地域との若干のトラブルがあった。農家の方たちと農産物の販売などの交流は行われているが、すぐそばに農地があって、労働でのボランティアをしたいという気持ちを持っている。地元との協力関係を築いていく方針を持っているのか伺う。

居林参事

① 財団法人が建設委員会を設けて、いろいろ考えられたと聞いている。発注については一括発注ということである。財団もこの地域の建設関係に詳しいわけではないので、市の指名業者を参考に市内の業者に声をかけた。

② ボランティアでかかわっている方も含めて、6名の事務局体制で運営している。聖路加国際病院の看護師についても近々スタッフとして加わることで聞いている。財団の動きについても把握をしながら、市として支援をしていきたいと考えている。

③ 財団は、地域と協調していかなければ、この活動はできないと思っている。滝川市、滝川市立病院はもちろん直接的にかかわりのある地元の農家の方、現実的にはそらふちファーマーズという農産物のボランティアをさせていただいている方もいるが、今回の財団の建設場所についても、地元の農家の方にお世話になりながら、進めていかなければならないと認識している。何かお手伝いをしたいという気持ちには財団も感謝している。今後もさらに地元との関係を強調した活動を進めていきたいと考えている。

委員長
井 上

他に質疑はあるか。

① ホールインザウォールギャングキャンプとの関係は今後どうなっていくのか。

② 公益法人として認められたことでいろいろ進んでいくと思う。寄附活動も進むと思うが、今後の方向性について伺いたい。

居林参事

① アメリカのホールインザウォールギャングキャンプとの関係については、当初視察に行ったときから、いろいろな形で指導助言をいただいている。財団で考えているのは、アメリカのキャンプのグループに入ることによって調整を図っている。可能になれば支援もあるという話もある。ポールニューマン氏が亡くなったので、どうなるかわからないが、関係は続けていくと聞いている。

② 公益法人になり、一番大きいのが税制優遇である。これまで一般財団法人だと個人の寄附金については控除が受けられなかったが、今後は受けられるようになる。企業であれば損金算入が可能になるので、大きな弾みとなり寄附をしていただけると考えている。公益法人になってから市内の寄附が何件かある。メリットを生かしながらPRを図っていくのが財団の考え方であり、市としても優遇措置をPR面できちんと支援をしながら進めていきたい。安定的な収入の確保が財団にとっては大切なことであると考えている。

井 上

報告会では、滝川市内のボランティアとの連携もかなり進んでいるようだった。滝川市内の農家の方とは、農産物の発送体系もできているようであるが、個数もふえてくることを考えると農協との連携を取ることも必要だと思う。市内へのPRも積極的に行っていると思う。意見である。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

今年度の予定にも入っているが、5月に会報発送、会費請求ということで、これまで会員であった方に請求書が発送されるが、会費を納入するとお礼の手紙

をいただいている。いいことだと思うが、特に会員証とか何もない。例えばバッジなど会員としてのあかしを検討してもいいと思うがいかがか。

委員長の発言について、財団の公益認定に関して一部の特定の方に利益を与えてはならないことになっている。会員を継続的にお願いし、広げていく視点の中では、PRが必要であると考えているので、財団と検討を進めていきたい。他に質疑はあるか。（なし）

（3）について報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 10：42
再 開 10：44

休憩前に引き続き会議を再開する。

（4）及び（5）について一括して説明願う。

（4）専決処分について

（5）滝川市税条例の一部改正について

（別紙資料に基づき説明する。）

（別紙資料に基づき説明する。）

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

① 資料2の個人の市民税の申告に関する部分で、昨年度の改正で混乱した市民から多くの相談があったということで、私も相談を受けた。相談をされた方もきちんと広報や課税時の納付書に書いてあるのに、それを理解できないということで相談が来ると思う。元に戻ったというのは、ある意味ではすっきりしたということだと思うし、苦情があったことによる改正だと思う。今回の改正を理解しない方が出てくる可能性があると思う。昨年、相談された方をつかんでいると思うが、広報での周知や納付書と一緒に配付するが、事業所に変更事項を配付してもきちんと申告しないと手続ができないことから考えて、個別の配慮が必要だと思うので、その対策について伺いたい。

② 国保税の関係の改正点は、限度額だけでなく、資産割額を廃止するに当たって、税率そのものにも踏み込んだ国保税の全体の改正も見込まれると思っていたが、その点についての方針と今年度の改正について確認したい。

① 昨年、制度改正を実施した中で、納付書を送った段階、あるいは10月の引き下げの段階で多くの市民の方から苦情的な内容で相談があった。今回の改正については、周知ということで考えたが、元の制度に戻ること、戻ることに対して違和感がないということ。また、年齢が65歳未満ということで昨年の実績は190名程度の対象者がいたが、個別や事業所への対応は特に考えていない。事業所には内容がわかる資料を送付すると同時に、今回は4月30日までの申告期限だが、普通徴収を希望するという照会があったときには、柔軟に対応したいと考えている。

② 今回の改正は、賦課限度額の引き上げと資産割額の廃止の2点のみである。ほかの税率については考えていない。

資料3、国保税では、前年の給与所得を100分の30とする保険料の減額により、市の負担はふえることになる。一部補てんの基準が来ていると思うが、どの程度の額になるのか伺いたい。

資料2、市民税の申告がない場合は自動的に元に戻ることなのか。申告するのは普通徴収を希望する方だけということなので、申告しないで元に戻ることには違和感がないわけではない。1年で制度が変わったので、特別な対応は

しないということだが、事業所から特別徴収される金額が本人に渡されるときに、元に戻ったことがわかるような資料を渡すと思うが、その辺の工夫と問い合わせがあった場合はきちんと対応することをお願いしたい。

榎木課長 非自発的失業者の関係での一部補てんについては、補正予算に計上することになるが、特別調整交付金保険基盤安定制度、その他療養給付費交付金等で補てんされる見込み額が約 800 万円程度になっている。

窪之内 榎木課長 金額はわかったが、その影響額はどの程度あるのか。
国民健康保険税は一般分と退職分とあるが、非自発的失業者に伴わない減額となる見込みが、840 万円弱である。これに対して財政調整交付金で 475 万 6,000 円、療養給付費交付金で 94 万 3,000 円、保険基盤安定繰入金で 47 万 8,000 円が補てんされる見込みである。

委員長 他に質疑はあるか。
井 上 ① 資料 4、滝川市に帰化した外国人はいるのか。
② 子供がいる世帯の関係で例があったが、子供がいない世帯への影響はあるのか。
③ 国保税は、平成 19 年が 62 万円、平成 22 年が 73 万円、11 万円ふえている。例えば市議会議員をして年金生活をしている人は、100 万円の年金があるかないかである。73 万円賦課されると大変である。これからも上がることになるのか。

榎木課長 ③ 国のほうでは、平成 22 年から平成 26 年まで毎年 4 万円づつ限度額を引き上げて、平成 27 年には 3 万円引き上げることとなる。最終的には医療分と後期支援等分の合算額を 82 万円まで引き上げるという考えも示されている。今後の推移を見ていく必要はあると思う。医療分の限度額 50 万円に到達する所得は、一人世帯の場合で給与収入として 744 万円、所得としては 549 万 6,000 円である。

加藤課長 ② 子供がいない世帯は、住民税に関しては特に影響はない。

委員長 ① 外国人の子供の数は、特に把握はしていない。市内に居住されて所得等があれば課税している状況であり、扶養親族がいれば控除している。
関 藤 他に質疑はあるか。
外国人の国民健康保険税の課税について、前年度収入がゼロで滝川に勤務する場合は、初年度は幾らになるのか。仮に 27 万円の給与を受けていた場合に、次年度に係る国保税はどの程度なのか伺いたい。

委員長 休憩する。

休 憩 11:23
再 開 11:24

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。
他に質疑はあるか。(なし)
(4) 及び (5) について報告済みとする。
所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 11:24
再 開 11:25

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。
(6) について説明願う。
(6) 損害賠償請求事件について

教育長 平成 17 年に江部乙小学校で起きた女子児童の自殺事件について、去る 3 月 26

日に札幌地方裁判所において和解が成立した。本日は成立した和解調書並びに道教委から各市町村教委への配付文書、また、和解の中にある5月の予定をしている広報たきかわの記載内容の文案について吉川室長から報告する。なお、広報の原稿については、裁判所において原告側と私どもで既に合意をして、この文書に確定していることで理解願いたい。

吉川室長
委員 長
窪 之 内

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 広報たきかわ5月号で掲載する原稿が載せられているが、これについては特に遺族に確認をするとかの取り決めはされていないのか。

② 資料の中で、教職員の皆様へという遺族2人の連名の文書は初めて見たと思う。これはどのような経過で作成されたのか。

吉川室長

① 3月26日の和解協議の当日に確認した上での原稿である。原告とは裁判所を通じて了解を得たものである。

② 道教委の通知の中に和解調書とあわせて、原告、原告の大叔父の連名で教職員へのメッセージということで盛り込んでいる。和解協議の過程で原告側から要望があったものだが、和解条項の中に明示されてはいない。是非ともこの裁判における原告が事件に対する大きな思いを全道の教職員に知ってほしいということと文末にもあるように第2、第3の事故があつてはならないという気持ちも原告は思っているということを事件を通じて知らせたいという思いがあり、北海道に打診したところ了解を得たということで、原文のままのメッセージを掲載したところである。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)

(6)について報告済みとする。

2 その他について

委員 長
窪 之 内

何かあるか。

新聞等でも文部科学省による調査の依頼が道を通じて来ていると思うが、連合からやめるようにという要請文が出されていると思う。道議会の中でも質疑があった。滝川市教育委員会の現状や取り組みに当たっての考え方について伺いたい。

教 育 長

道教委の調査については、各市町村に来ている。滝川市も各学校に配付をしている。調査の実施については、明日管内の教育長会議があるので質問事項を含めて説明があると思う。空知の校長会への説明は16日に予定しているので、その中でも校長に対して説明がある。その状況を見てから、それぞれが対応することになっている。管内もこの調査については実施していない状況である。新聞報道では、全道的にやめるようにという申し出はある。滝川市では北教組などから申し入れがあるのかわからないが、教育長会議や校長会での説明を経て結論を出すとの答弁があった。その結論はいつ頃出されるのか。その調査の報告は期限があると思うが、全面実施をするのか、部分的に実施をするのかも含めて検討すると思うが、その辺について伺いたい。

教 育 長

北教組とは明日会うことになっているが、今の段階では内容について把握していない。結論をいつ出すのかということだが、期限が5月14日までとなっている。様式が23あり、教育委員会が校長に聞き取りするものや校長が教職員に聞き取りするものなど、かなりの枚数がある。各学校は家庭訪問があり、連休も入り物理的にかなり難しい部分もある。道教委からもスタートしていいと

いう判断はしていないと聞いている。明日の説明会でどうなるのか注目している。また、実施主体がどうなのか、職務命令がかけられる調査なのか、一部で言われている不当労働行為に当たるか当たらないかなど最終的な判断を明確に示して調査をしなければならないと思っている。そういう意味では慎重に判断をしたいと考えている。今のところは教職員に対して3種類の調査を全員に記名式で行うことになっている。実施方法をどうするかについても、市町村教委の判断が及ぶのかどうかも明日聞いてみたい。

窪之内

23様式があるということで、教育委員会が判断することになるが、議会としても一定の判断のため、論議をすることも必要だと思う。そのためにはどういったことが実施されるのかわからないと意見の出しようがない。違ったルートでは手に入れることも可能だと思うが、議会、総務文教常任委員会への事前の報告、議論をした上での実施が必要かと思うがいかがか。

委員長

若干休憩する。

休 憩 11:41

再 開 11:49

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

今の件については、教育長から委員長に報告をいただきながら判断をしていくことでよいか。(よし)

学校視察の関係と適正配置の関係で協議をしたい。

休憩する。

休 憩 11:50

再 開 12:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

学校の視察については実施することで準備を進めることでよいか。(よし)

適正配置に関しては勉強会という形で行うことでよいか。(よし) 日程については調整させていただきたい。

ほかに何かあるか。

井上

東栄小学校の入学式の関係について報告したい。

委員長

休憩する。

休 憩 12:01

再 開 12:07

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

ほかに何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)

以上をもって第37回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 12:08